

## 開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、20番、鈴木新助議員の1名であります。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

○大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

#### 高橋孝夫議員の質問

○大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

順位1番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)

○11番 高橋孝夫議員 おはようございます。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております2点について順次質問申し上げますので、丁寧で明快な答弁をいただきますように冒頭お願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、あいている土地などの活用策

についてです。

市内を歩いてみますと、いろいろな場所にあいている土地などを散見することができます。もったいないと感じたり、ここはこういった利活用ができないだろうかと考えたりすることは多いわけです。今回は、その中から3つについて、今後の活用の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

第1点目は、生涯学習プラザ東側用地について伺います。

生涯学習プラザ東側のスポーツ公園用地の活用については、この間、私ばかりではなく、数人の議員からも要望や提言があったことはご案内のとおりです。しかし、現状は残念ながらほとんど前進していないように感じられてなりません。

現在は、学習プラザ側でグラウンドゴルフやペタンクが行われる程度であり、南側に至ってはほとんど活用されておられません。埋め立てたばかりで整地がされていない南側は、道路を挟んで隣接する某セレモニーホールで葬儀の際に駐車場として利用されているのが面積的には一番の活用法ということでは、せっかくの用地が効果的に活用されているとは言えないと感じます。

総面積が8万6,725.34平方メートルあり、そのうち学習プラザ分が2万7,104.34平方メートル、そして運動公園用地として5万9,621平方メートルとなっておりますが、運動公園の部分は、この間、段階的に埋め立てを行い、ねんりんピックの際は一部グラウンドと駐車場として活用し、その後、平成11年度に開催された全国スポーツ・レクリエーション大会のペタンク競技会場として一部整地されたものの、その後はほとんど手が加えられないまま現在に至っております。

私は、平成9年12月定例会一般質問で、運動公園内を走っている2本の水路のうち、南側の水路をさらに南側の道路沿いにつけかえをする

ことによって、分断され使い勝手の悪い用地を一体として活用できるよう提言をさせていただきました。その後、白川の護岸工事が出た砂利などで埋め立てを行い、加えて申しあげました南側の水路つけかえを行うよう整備方針が確認をされたということになっておりましたが、残念ながらそれは実現しませんでした。

平成11年3月定例会一般質問では、全国レクリエーション大会ペタンク会場としての整備が求められ、その際にも、一体的かつ効果的な活用ができるように南側水路のつけかえをして整備することが最も効果的な事業方法ではないかという提言をさせていただきましたが、市長からの答弁は、「草ぼうぼうという状態にはほしない。2年程度で整備計画を検討し、必要であれば先行してつけかえをしていくこともある。今は、とりあえずペタンク競技ができるようにしていく」というものでありました。そして、申しあげたように、その後は7年前と全く変わらないままに放置されているという状況であります。

昨年3月定例会一般質問で、小関議員がこの件で質問をされています。それに対して市長は、「公共用地取得事業の10年間で最大のスパンとして、まず水路のつけかえをなるべく早くしたいと思いますし、これまでの計画をベースにして検討委員会をもう一度やらなければならないと思っています。私の任期いっぱいまで全力で取り組ませていただきたいと思います。検討委員会の答申を待ちながら私の思いも伝えていきたい」と答弁されているのがこれまでの主な経過ということになると思います。

そこで、まず、教育長に伺います。

昨年3月定例会以降、今日まで、検討委員会ではどういった方向性で検討が進められてきたのかについて、具体的にお聞かせをいただきたいと思っています。その上で、水路つけかえなどが今後どう進められるのか、明らかにしていただ

きたいと思います。

私は、これ以上このまま放置することは宝の持ちぐされとなってしまおうと感じます。私が平成9年から申しあげているのは、今すぐに運動公園全体を整備しろということではありません。当面南側の水路のつけかえをすることで、東西約200メートル、南北約140メートルのグラウンドを整備し、そこを市民の皆さんに活用していただくということです。中学校や高校生にも活用していただけるスペースを確保しようということです。

そこで、市長に伺います。

任期中に整備を行うということはなかなか難しい時期に来ていると思いますが、私は、方向性と水路つけかえ、そして整地の時期は示す必要があるのではないかと考えます。昨年3月に小関議員も指摘をされておりますが、現在周辺一帯の土地区画整理事業の計画もあるということです。野川土地改良区のお話では、「平成20年度と21年度で工事をしたいと考えており、その工事の一環で水路のつけかえもできる。しかし、まだ採択されていないのでできない」ということでありました。このことも含めて、今後どう方向性を示されようと考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。

ちょっと余計な話ですが、長井高等学校サッカー部は、ことし県大会で3位となり、晴れて東北大会に出場することになりました。まさに、初めての快挙です。東北大会では、今月の16日に昨年のインターハイ優勝校である青森山田高校と対戦することになっています。ぜひ頑張ってもらいたいし、さわやかに戦ってほしいと思っています。

長井高等学校のグラウンドは、私たちの時代とは比べようもないほど広がっていますが、まだ野球部や陸上競技との併用という状況は変わりません。長井高等学校野球部もこの間部員がふえており、練習場所の確保も考えなければ

ならないと聞いています。生涯学習プラザ東側のグラウンドを整備することで、少なくともサッカーの練習場所の確保にもつながると思います。ぜひ早急に方向性を出していただきたいと思っています。

第2点目は、寺泉地域の工業団地の用地について伺います。具体的には日鍛バルブ株式会社の工場建設用地についてです。

この用地は、平成3年に、日鍛バルブ株式会社が東北に進出をするという情報があり、以降長井市との間でいろいろな協議が交わされ、平成5年に寺泉地内に工場用地を決定し、平成6年に用地売買が行われ、同年に造成工事が行われていることはご案内のとおりです。しかし、平成9年には創業時期繰り延べ願が出され、現在に至っています。

以降、長井市から交付された企業誘致補助金などは返還をされていますが、用地は日鍛バルブ株式会社の所者となっています。

商工観光課からお聞きをしたところでは、現在も年に2回ほど、用地の維持管理ということで草刈りや除草作業が行われているということでした。

私は、この用地のわきを通るたびに、広大な用地が何にも使用されていないことを残念に思ってきた一人です。もちろん、所有権が日鍛バルブ株式会社である以上、長井市が勝手にどうこうすることはできないわけですが、それにしてもいつまでこういった放置が続くのだろうかと考えてしまいます。

そこで、市長に伺います。

商工観光課からいただきました資料によりますと、市長は、この間毎年、日鍛バルブ株式会社の役員などと会見をされているようですし、日鍛バルブ株式会社の立地に関する協定書もほぼ2年ごとに更新をされているようですが、実際に日鍛バルブ株式会社は、ここ数年内に長井市で創業するという意思がおありなのかどうか、

率直なところをお聞かせをいただきたいと思います。

次に、商工観光課長に伺います。

この間、日鍛バルブ株式会社との間で、工場用地の利活用について話し合いがされたことはあるのか。そして、日鍛バルブ株式会社の見解はどのような内容になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

私は、近年の市民スポーツを議会などのレクリエーションやほかの議会との交流会の折に楽しませていただきました。ゲートボールやペタンクもやりましたが、最近はグラウンドゴルフとかパークゴルフ、これらは結構年代を問わずに楽しむことができるスポーツだと感じています。

実際に、楽しんでおられる市民の皆さんとお話をすることもあります。そういった際に出されるのは、「長井市でもグラウンドゴルフやパークゴルフを楽しむことができる場所をつくってほしい」ということであります。

いずれもそれなりの土地の広さが必要であり、簡単ではないと感じますし、例えば、飯豊町の白川荘にあるパークゴルフのコースとか、白鷹町のパレス松風に整備をされているパークゴルフコースなどのように、芝生を張り、高低をつけたりしたコース整備にはお金がかかることもあり、難しいと感じてきました。

しかし、この日鍛バルブ株式会社の工場用地の広さがあれば、スペース的には十分楽しむことができると感じます。

特に、パークゴルフの場合は、グラウンドゴルフと異なり、地面に穴をあけなければなりません。その点で、芝生が張られている古代の丘の「太陽の広場」や、過日小学生の水死という痛ましい事故があった老人保健施設リバーヒル長井の近くにある「いきもの広場」などは、適しないと感じます。こういった活用に使ってはどうか。あるいはほかの利活用もある

+

のかもしれませんが。

私は、いずれにしても、工場用地としてその進出を待っているということではなしに、今すぐに創業するという意思表示がないとするならば、進出までの間、長井市が市民に利活用していただくという方向で日鍛バルブ株式会社と話し合いを進めていくことはできると考えます。その上で、仮に日鍛バルブ株式会社の了解を得られるとすれば、どういった利活用があるかを地元や市民スポーツの競技団体などと相談をしていく。そして合意の上で、実施に移すことはできないかと考えます。そういった利活用をさせていただくことで、日鍛バルブ株式会社の存在も再認識できると考えますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

第3点目は、平山地内にある旧釣り堀について伺います。

この土地は、かつて長井興産がマスの養魚場とあわせて釣り堀として営業していたところがあります。その後、ハイマン商事に所有権が移り、昭和60年までは営業されていましたが、その後はご案内のような状況になって、放置されたまま現在に至っている土地であります。

ハイマングループが自己破産という状況になってからは、なかなか競売に付されても買い手が見つからず推移をしていましたが、本年3月に隣接する朝日金属工業株式会社が、西側の旧養魚場も含めて落札をしたということで、現在は、朝日金属工業株式会社の手で、8棟あった建築物が取り壊されている状況になっています。

先週、朝日金属工業株式会社の管理部長さんにお話をお聞きしました。その内容は、1つは、隣接地であり、一部工場で使っていた部分もあったことから会社で落札をした。2つは、しかし、工場北側の2万474.93平方メートルと東側の9,542平方メートル、合計3万16.93平方メートル全部を使う予定はない。3つは、当面、構築物が古くなっており、周囲に迷惑がかかるの

で取り壊している。4つは、北側に地下水が自噴する場所があり、そこの処理をしなければならないこと、そして養殖池の撤去や地下水排水対策をしなければならないこと、取得した用地内に法定外公共物があり、その対処をどうするか検討中である。5つは、地域で使ってもらえれば一番いいと思うが、当面は、地域から要望のある、子供が池に落ちたりしないように周囲を閉鎖するという考え方でいるというものであります。

私は、当該の所有者である朝日金属工業株式会社の意向を最優先しなければならないと考えますし、実際、会社では今後どう活用するかなどで検討が進められているわけですが、それには、行政もかかわりがあり、一緒に対応策を考えていくことが求められていると感じます。商工観光課や建設課が当面の窓口になっているようですが、ぜひ、よりよい方向で解決できるよう力を尽くしていただきたいと思ひます。

商工観光課長からは、現状での話し合いの状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

私は、2つのことを考えています。

1つは、会社の北側の地下水を長井市上水道の予備井戸として確保できないかということです。上水道事業は、現在、水が余っているという状況だそうですが、私は、将来のことを考えれば、予備の井戸として確保することは必要と考えます。水質検査など具体的な調査を開始し、検討してみたいかと思いますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

2つは、東側の池を活用して、昭和60年までやっていたような釣り堀としての活用ができないかと考えています。もちろん会社の意向もあるわけですが、危険だから埋め立てるということもお金がかかるとお聞きをしています。せっかくあるものですから、旧来のように釣り堀として活用できるように折衝されてはどうかと考えます。もちろん維持管理、そして運営につい

ては西置賜漁業組合や有志にお願いをしていく。その上で市民が楽しむことができるスペースを確保していくこともまちづくりには大事なことを考えますが、いかがでしょうか。市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

以上の2つの考え方も含めて、これからの朝日金属工業株式会社との話し合いに臨んでいただきたいと思います。あわせて、市長の見解をお伺いしたいと思います。

質問の第2は、自治公民館の浄化槽事業導入策についてです。

昨年度から始まりましたこの浄化槽事業については、私は、昨年3月定例会、そして12月定例会でそれぞれ質問をさせていただいております。

私は、この事業は、生活改善面でも、環境衛生面にも、水環境を良好にしていくためにも、極めて大切な事業であり、推進していく必要があると考えております。その意味で、以下お伺いをいたします。

第1点目は、実際の導入はどうなっているのかについて、建設課長に伺います。

市内には、自治公民館、いわゆる地域の公民館は87カ所に設置をされていることはご案内のとおりです。

過日、水道事業所からいただきました資料によりますと、この87の自治公民館のトイレあるいは台所などからの排水はどうなっているかについては、公共下水道事業加入が10の自治公民館、農業集落排水事業加入は4自治公民館、合併処理浄化槽設置は2自治公民館、単独浄化槽、いわゆるトイレだけの処理は7自治公民館となっているところということであります。その後新たに加入をされたり設置されている自治公民館もあるとは思いますが、それでも大差はないと私は感じたところです。結果的に、単独浄化槽も含めた水洗化率は26%ということになり、全体の4分の1を占めるにとどまっています。

以前から、子供たちからは、「恐くて公民館のトイレを使うことができない」という声がありますし、お年寄りからは、「足腰やひざが悪く、しゃがんでトイレを使用することには苦痛を感じる」などの声あるいは要望があることは、今さら申し上げるまでもないことですが、現実にはなかなか改善が図られてはいないという実態にあると感じます。

そこで、建設課長に伺います。

1つは、このような状況にある市内の自治公民館の排水対策をどう見ておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

2つは、昨年4月から今日まで、公共下水道事業や農業集落排水事業の供用範囲外にある市内の自治公民館から、浄化槽事業導入についての問い合わせや相談がどれくらいあったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

3つは、浄化槽事業ばかりではなく、公共下水道事業区域内にある自治公民館でも加入されていない公民館があり、さらに単独浄化槽のままになっている公民館も現実に存在するわけで、これらの公民館に対する公共下水道加入や浄化槽事業導入の働きかけや説明も大切なことと考えますが、この間どのように展開をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、浄化槽事業使用料減免策について伺います。

さきに申し上げましたように、私は、昨年3月定例会一般質問で、自治公民館の浄化槽事業導入に当たり、一つは分担金の減免と、もう一つは使用料の減免について質問させていただきました。市長並びに建設課長の答弁は、「分担金については、公共下水道事業の減免規定があり、その減免規定をもとにして検討していきたい」というもので、その後、実際には、「5人槽の場合16万円に規定をされている分担金は5万円まで減免する」というふうになっています。

私は、分担金の取り扱いについては、納得で

+

きるものと考えています。

しかし、使用料については、条例どおりの運用となっているだけであります。

そこで、具体的に、公共下水道事業や農業集落排水事業との比較で申し上げたいと思います。

自治公民館の公共下水道の使用料は、年に2回の検針と精算という方法をとっています。このことは上水道の精算方法と同様となっていることはご案内のとおりです。

水道事業所からいただきました資料によりますと、例えば公共下水道加入の幾つかの自治公民館の今年6月の使用料金は、主だったところの例を見てみますと、四ツ谷公民館が3,638円、大町公民館は2,598円、幸町公民館は3,291円、横町公民館は1,559円、中道公民館が7,103円ということになっているようです。

この使用料金は6カ月間の使用料金です。反面、浄化槽事業の場合は、仮に5人槽を導入したとすれば、1カ月の使用料金は4,810円となり、6カ月間では2万8,860円ということになってしまいます。1年間の使用料金は5万7,720円ということにもなり、加えて、公共下水道や農業集落排水事業では、この使用料金はあくまで下水道を使用した量によって料金設定がなされるわけですが、浄化槽事業では、使用した量にかかわらず、条例に規定する使用料金を負担をするということになっています。私は、これでは、浄化槽事業と公共下水道事業、農業集落排水事業との間の使用料金の格差はあり過ぎると感じます。同時に、これでは負担の公平の原則が保たれないのではないかと心配です。

もちろん、浄化槽事業の使用料金と公共下水道事業での使用料金は、その設定の仕方自体に大きな差があることも承知をしているつもりです。公共下水道事業の場合は、あくまでも下水道を使った量により料金を算定していますし、浄化槽事業の場合は、使った量ではなく、浄化槽自体の維持管理、メンテナンスといった費用

が入った使用料金設定となっていることは、この間説明を受けています。

しかし、実際にこれだけの格差が出てくるといことになれば、受益者負担の均衡を図っていくということも私は重要な観点となると考えます。その意味からも、自治公民館などでの浄化槽使用料金設定は、減免等の検討が必要と考えます。

もう一つは、自治公民館自体の負担能力からいっても問題があると私は思います。

各自治公民館を構成する住民の公民館運営費は、1戸当たり大体5,000円ぐらいが平均的な負担額と私は認識をしていますが、ここから浄化槽事業使用料金を負担することは、大変なことと感じます。

公共下水道供用地域内にある自治公民館は中央地区や致芳地区であり、構成する世帯数が多いところではありますが、逆に浄化槽事業区域内の自治公民館は、構成する世帯数が少ないところが圧倒的であると言わなければなりません。

仮に40戸の構成世帯数の自治公民館の場合、公民館運営費の1戸当たりの負担を5,000円とした場合、運営費総額は20万円となるわけです。しかし、6人から7人槽の浄化槽事業に加入した場合は、使用料月額が6,040円となり、年間7万2,480円の負担となるわけです。

運営費総額の36%が浄化槽使用料金という負担では、本来の公民館事業に影響が出てくることは明白ですし、1年限りの負担ではなく、以降ずっと負担し続けなければならないということになれば、とても負担に耐え切れないという事態が生ずることとなります。自治公民館を構成する世帯数が少ないところほど、この問題は深刻となることは言うまでもありませんし、そういった自治公民館では、現状のままでは到底浄化槽事業導入はできないこととなります。私は、これではせつかくの浄化槽事業が生きないし、利活用できないばかりか、いつまでたつて

も地域住民にとって身近に集える場所としての自治公民館としての環境整備はできないと考えます。そして、その結果は、いつまでも水質浄化にもつながらないと言わなければなりません。

こういった状況から一步前進していくためには、私は、自治公民館などの浄化槽使用料金については大幅な、しかも自治公民館の運営が持続可能なものとしていくための減免措置や規定が不可欠と考えます。すぐには言いませんが、できるだけ早くその検討に着手する必要があると私は考えますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

昨年3月にも申し上げましたけれども、自治公民館はその地域の一番身近なコミュニティの場であること、そして行政運営上もそういった施設は欠かすことができない大切な場所であることを考えたとき、それぞれの自治公民館任せにしない行政の積極的な施策は欠かせないと思います。その意味でも、前向きな考え方をお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、政策の優先順位として、私は改革のときに、土地開発公社の28億4,000万円余、これをできるだけ早く、隠れ借金をなくしたいというふうに申し上げました。その一環として、生涯学習プラザの土地につきましては、運動公園整備事業用地として、ことしの3月23日に、3億86万6,261円、3億円強で長井市土地開発公社から取得をいたしました。この購入代金の財源としましては、公共用地先行取得事業債を起債をしております。この公共用地先行取得事業債により取得した事業用地は、原則として起債の許可申請年度以降10年以内に事業の用に供しなければならぬということになっているとい

うことはご案内のとおりであります。

したがって、運動公園としての整備について、今後、こちらのもになりましたから、今度は具体的に検討をして、少なくとも平成26年度までには整備事業を完了しなければいけないということになるわけでありましたが、そうはいいまして、この整備事業による事業費というのは、用地代の3億円強にプラス何億円ということに加算されるわけでありまして、その合計額に対してまた市債を起債しなければいけないということになります。そして、その中で3億円強を一括償還するということになっていって、財政上やっぱりかなり大きな問題ですね。金額も大きいと。

そうはいってもご指摘のように、26年度まで現状のまま放置していくということも、これは適切ではないというご指摘のとおりでありますから、財政状況等を勘案しながら、運動公園整備事業を完了しなければならない。そのときと一緒に課題となっている水路の移設、これが一番財政状況等も見て、財政の負担の度合いも見

て一番これがいいわけで、軽いわけですから、その水路の移設については、運動公園整備事業の一部として検討をしていきたいと。

私は、当初はやっぱりあそこをなるべく早くつけかえた方がいいと私も思いました。しかし、こういった土地開発公社の問題があり、それを今後は整備するときには事業債を借りなきゃいけないと、しかもその上にはまた市債の上乗せなどということになりますと、財政の再建の過程で、優先順位でいうと最優先というわけになかなかいかないということもありましたし、個人的には冬場にスポーツができるように、ドーム型はどうだということも随分ありましたし、私もできることならばというふうに思ったこともあります。そういったやっぱり優先順位からいうと、まず財政再建をして、土地開発公社をなるべくきれいにして、そして全体の balan

+

スの中でやっていくというふうに考えざるを得なくなったということをご理解をいただきたいと思えます。

次に、寺泉地内の用地につきましては、高橋議員ご指摘のとおり、日鍛バルブ株式会社が進出予定地として土地を取得し、工場用地として造成したもので、敷地の管理の状況は、毎年同社が地元の業者等に草刈り等をしてもらっているということでもあります。

これはやっぱりあくまでも会社の所有地でありますので、市が整備をすると、お金を出すというわけにはいかないと思えます。過去の座談会で、確かにレクリエーションとして活用できないかという話がありましたが、私はそのときのお話として、具体的なあれとして、年に何回ここを利用したいと、パークゴルフとして、その地域の皆さんがある程度やっぱり維持管理もするんだというような話が具体的に出てきたら、それは会社の方にお話をしてもいいよと申し上げておりますけども、まだそれは具体的に、あそこでなきゃならないというより、ほかにも多少あるからということもありますけども、維持管理、整備までということになると、なかなか大変だということがありましよう。まだ具体的な話がないと私は思っております。もし話があれば、それは会社と調整をしたい。

なお、やっぱり最も望ましいのは、早期に日鍛バルブが創業していただくことです。ですから、年に2回近く、私も出向いていたり、来ていただいたりして、強力にプッシュしております。まだ5人ぐらいの出向しているお子さんがいるわけで、そのお子さんが早く帰ってほしいという、これも座談会等でお話がありますから、できるだけ早く頼むと、どうだと、自動車業界だってよくなってんじゃないかというようなお話もさせていただいております。社長や専務からも、「全く可能性がないということはありません」と。それはずっとね。それから、

業績としてはよくなっておりますから、しかも相模原のところは少し住宅がずっと密集してきて、非常に忙しくなっているんで、そこをどうしようかという話もあると。ただ、タイあたりにもそういう話があるもんですから、やっぱりそういうのと勘案しなきゃいけないのだというので、もう少し待つてほしいというのをここ二、三回お聞きしてるところであります。なお、今後もこの進出等について、長井市の思いを伝え、なるべく早く来ていただけるような、そちらの方向性を追求してまいりたいというふうに思っているところであります。

平山地内の旧釣り堀については、ご指摘のように、全く管理されておらなかったわけで、用地が原野化している。それから害虫の発生、あるいはごみの不法投棄がなされるなど、近隣の方からも苦情が出始めた状態であったということでもあります。

そこで、隣接している企業が当該用地を買い取り、地域に迷惑をかけないように管理していくことにしたというご報告をお聞きしました。私も担当の方、社長の方からもお聞きしたんですが、そうはいつてもかなり大変だと、古い建物をまず解体はしたと、それから水路等も、特に自噴がしてくるから、水路等もやっぱり何とかしなければいけないということがありましたから、そういった方向について、担当課も呼んで、ご相談に乗るよというふうにお話をしているところであります。近隣住民の生活環境の向上のための企業さんの取得でありますので、ありがたく受けとめながら、企業の要望もしっかり聞いていきたいと。

ただ、釣り堀等というようなことは、企業さんがおやりになるというのであればそれはですが、これまでのあれからいっても、長井興産でもそうですが、民間でやらない。第三セクターでやる。釣り堀の維持管理をしていくなつていうのは、それは採算性が必ず合わなくなつて



くるんですね。そしてそれが市民の負担になってくるなんていうわけにいきませんから、私の基本的な方向性は、第三セクター等は無理をしないということでありますので、これはやっぱり企業の皆さんとどうこれをよくしていくかということをご相談をしながら、企業の皆さんがおやりになることについての多少のお手伝いが、もしできるとすればどういうことなのかということを考えていくべきではないかというふうに思っているところであります。

自治公民館についてであります、実際の導入は建設課長ですね。具体的な減免について、これはやっぱり明らかに不公平とか不公正というのは、それはなくしていかなきゃいけないと思いますね。そこは基本的にはご指摘のとおりだと思いますから、分担金についても公共下水道事業と同様に減免をすべきではないかと。それから、使用料につきましても、ご指摘の意味もありますし、また、何人槽による個人の固定使用料というのは、一般家庭のように毎日使っているところについてはありますが、公民館の場合には実際頻度は少ないわけですね、家庭に比べて。割高になるということが懸念されると、そう私も思いますので、今後検討をさせていただきたいというふうに思っておるところであります。

なお、関連につきましては、教育長さん、商工観光課長、建設課長から申し上げます。

以上です。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 生涯学習プラザ東側の運動公園用地については、先ほど高橋議員ご指摘のとおりで、現在一部をペタンクとかグラウンドゴルフの競技の練習場として利用しておりますが、その他の部分は駐車場としての利用にとどまっています。

体育施設については、現在使っている社会体育施設も老朽化していますので、生涯学習プラ

ザ周辺の整備だけでなく、市全体を考えた施設の改修や再配置を含めた整備計画を、ほかとのバランスを考えながら策定しなければならないというふうに考えております。

この点については、先ほどもありましたけども、平成11年度に長井市体育施設整備基本計画策定委員会を設置して検討を行いましたけども、財政事情等により、基本計画の策定を一たん凍結することとして現在に至っていますことは、議員ご指摘のとおりです。財政事情がありますので、まず市内の合意形成が必要かなというふうに考えているところです。

教育委員会としても、厳しい財政事情の中ではありますけども、今現在市民一人1スポーツの取り組みの推進、競技スポーツの振興を目標に掲げていますので、体育施設整備は欠かせないものと考えています。優先順位を考慮した施設整備計画策定に取り組んでいきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○大沼 久議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 高橋議員の質問にお答えいたします。

1点目は、日鍛バルブ株式会社との間での工場用地の利活用に係る話し合い、並びに日鍛バルブ株式会社の方の見解はどうかというふうな点でございます。

これまで何回か面談する機会がありましたのですが、その中で、平成16年に当時の川口常務と面談した際に、地元から敷地の利用についての要望がある旨をお話いたしましたして、常務から、地元で敷地を使ってもらうことはよいが、具体的にどのようなことに使いたいのか教えてもらいたいというふうな点と、地元で責任を持って使ってもらうのであればよいと思うというふうなお話をいただいたところであります。

2点目の平山地内の旧釣り堀に係る話し合いの状況についてでございますが、先ほど市長の

+

方からお話があったとおり、5月の末に朝日金属工業の役員の方が市役所の方においでになりまして、購入の経緯を説明され、その敷地の中の法定外公共物の払い下げ、あるいは水路のつけかえ等の問題がありまして、どのように進めていけばよろしいか相談に乗ってほしいというふうなお話がありました。

最重要の課題といたしましては、水路のつけかえ方法、あるいはそれに係る積算等々が問題だろうというふうなことで、建設課の方で検討をしていくと、相談に乗っていくというふうなことでお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○大沼 久議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 それでは、私の方から、浄化槽事業の実際の導入についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、昨年度から実施されました浄化槽事業についての実態をご説明申し上げて、お答えとさせていただきます。

平成17年度の設置基数でございますが、50基ございました。うち公民館の設置申請はございませんでした。うち単独浄化槽からの切りかえは2基ございました。今後、特に単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえの促進を図る必要があるというふうに考えます。現在把握している基数でございますが、1,000基数ほどございますので、今後の普及には欠かせないものだと思っております。

今年度に入りまして、浄化槽設置にかかわる問い合わせが大変多くございます。これは3月に単独浄化槽設置者に切りかえのパンフレットを送付いたしましたことがあるかと思っておりますが、6月9日現在の浄化槽設置申請は29基でございます。同時期の昨年度申請が8基でございますから、相当多くの申請があることとなります。やはり多くの市民の皆さんにご理解が得られたんだと

思っております。今後さらに普及促進を図りたいというふうに考えております。

ご質問の自治公民館の排水対策でございますが、やはりまだ1,000基、合併浄化槽への切りかえがなっていないというようなこともありまして、個人の合併浄化槽への切りかえが進んでないこともありまして、なかなか、個人が優先されてるのではないかというふうな思いもございます。それから、負担の面で、使用料、分担金のほか、トイレの改造等の経費もございまして、そういった経費がかかることもありまして、個人の設置の方が優先されているのではないかというふうに思っております。

先ほど資料で質問されたわけでありまして、私、多分同じ資料を持っております。ただ、これは実態とちょっと違う部分があるんじゃないかと思っておりますので、もう少し実態を調査させていただきまして、今後の切りかえの普及啓発を図っていききたいというふうに思っております。

減免の関係については市長の方から検討させていただくというふうな回答がございまして、他の公民館の使用料等、それから他の自治体の公民館の使用料等を調査しまして、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきましたが、時間内で再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長にお伺いをしますが、生涯学習プラザの東側の用地の関係です。考え方はこういうことにしかならないのかなというふうに私も感じますが、もう一つ私がお聞きした土地改良の関係は、やっぱり整理をしなきゃいけないのではないかというふうに思うんです。改良区等にお話をお伺いしましたが、改良区の意向はあるわけですね、こうしたいと。その際に、この水路もつけかえることはできますよというお話で

した。ただ、採択されていないということで、延びるのかなというお話でしたけれども、ここも含めて私は考えることができないかなというふうに思うんです。もちろん土地改良事業をすると市の負担もまた出てきますから、それは一概に言えないところもあるんです。そういう意味でちゅうちょをされているのかなというふうにも思いますが、しかし、そのことを含めて、やはりある程度結論を出していかないと、土地改良をするかしないかも含めてですよ、そういう時期にもう来ているのではないかというふうに私は感じます。そのことについて、まず考え方をお聞かせをいただきたいのが1点です。

もう一つは、平山の地内の、平山といっても、あそこは平山と九野本と宮原と入り組んでるとこなんですけども、あそこの取り扱いとか考え方については、もちろん当該の朝日金属工業株式会社の考え方、それから検討が一番です。それはもちろんですが、私も2つ申し上げたうちの一つ、工場の北側、すぐ隣接なんですけども、そこが旧マスの養魚場になっていて、その上手、本当に西側に地下水を集めて自噴するところがあるんです。すごい量なんだそうです。朝日金属のお話によりますと、これ会社だけでとってもできないと、さばき切れないのだと、その対応もしなきゃならないし、頭が痛いというお話だったんです。

私は、水道事業所長にもこの前お話をしましたけれども、水道水源としてそこは確保できないのかどうかということは、やっぱり検討していいのでないかと思うんです。ただ、水道事業所長から言われたのは、余ってるんだと、実際、今、あんまり大きい声で言えないみたいですけど、それでまだ予備というのもどうかというお話だったんです。ただ、現実的に、今、水道水源はかなり掘ってるわけですね。掘ってくみ上げてるわけです。そのことを考えれば、自噴をするというところは、もちろん水質もあります

よ。ありますけど、やっぱり用地確保ということも私は選択肢の一つ、検討していい課題だというふうに感じています。

その2点について、市長からは考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、教育長に伺いますが、去年1年間、検討委員会でどういう議論をされたんですか。これからどうするんですか。全体の施設を見て、わかります、私も、言いたいことはわかりますけども、しかし、それだけではもうどうにもならない事態だと思うんですね。せっかくあるんですよ。そのところをもう少し考えていただいて、もっと精力的にやっていたらかなと、これ、またずるずるずるずるいきます、間違いなく。市長は、平成11年のときはね、草ぼうぼうにしないとおっしゃいましたけど、実際草ぼうぼうなわけですよ。それだって、あのままに私はしておけないと思う。そういう意味でね、私は、今年度中だったら今年度中でもいい。とにかく方向性を早急に出すという、そういうことで検討委員会を再度するかという答弁を私はいただきたい、きょうは。とにかくこのままではだめだというふうに思いますので、そこを触れていただきたいと思います。

それから、建設課長に伺いますが、私の公民館のところで1年間議論しました。結果的にネックになったのが、使用料なんです。月額5,000円近くのお金、年間6万円近くのお金をどうやって捻出するかというところが一番やっぱり最後まで残った問題です。公民館の台所とトイレの改修にかかる費用、それから負担金、分担金ですね、これは一時的に集めることができますし、納得も得られます。しかし、公民館というのは、毎年各世帯何円もらって、そこで運営しなきゃならないわけですから、それがもう大半というか、40%近くが下水道の使用料では、公民館自体が機能しなくなってしまうんですね。下水道のために機能しなくなったって

+

うのはならないわけです。そこのところはね、いろいろあるんでしょうけども、やっぱり考えていただいて、せめて公共下水道の使用料であるとかね、それから、もう一つ考えてほしいのは、公民館としてこれからも持続可能な料金設定、ここをぜひ、市長は検討するというのでしたから、含めて検討していただきたいということを私は考えてるわけですが、その点についてだけ触れていただきたいと思います。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 最初の土地改良の話、これ、やっぱりまだこれからですから、その時期もありますね。それから、2番目には、水路の移設をして、後そのままにするというんなら、土地改良さんと一緒にやった方がいいというふうになるのかもしれませんが、あそこをどうするのかと、ご指摘のサッカーも大変結構な話だと思います。きょうは勝ってほしいわけですが、長井も中学校は、去年はもう中学校同士でやりましたね。高校も東北大会に行く、青森山田に。だから、時代によって、野球場にしてほしいのか、あるいは公認運動場にしてほしいとかね、やっぱり市には要望は来ますが、その多さ度合いもかなり違って来るんですよ。そのあれをどういうものにするかによって違って来るんですよ、この辺のところは。ですから、それは一つの要素として、土地改良が決められて、ただ、土地改良に、何ていうんですか、うまくいかないような、そごを来さないような配慮はしていかなくちゃいけないと思いますし、ですが、土地改良と一緒にやるかどうかということは、今、明言はできません。その要素を考えながら、総合的にやっぱり考えていかなくちゃいけないものではないかと思います。

自噴の話ね、それは水道事業所なんかこれから検討してみるということなんでしょうが、高橋議員、前にダムのとときの、いざというときに水道用水を確保するというようなときにも、

それはちょっと金のことをよく考えろよと、こう言われたと思いますよね。だから、これは水質もありますし、そういうのをやっぱり見てみなけりゃいけないことは確かですよ。

それから、なお、お買いになられた企業さんが、すぐ近くであれば、将来どうしようかというのを多少でも考えていらっしゃるかもしれないから、それはそちらの方のご意向が一番、ご意向というより、そちらの方が、企業の皆さんのものですからね、これもやっぱり十分に総合的に話し合いをしながら検討しなきゃならないというふうな問題で、明快に「わかりました」こういうふうにはちょっといかないような気がします。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 昨年度は検討委員会は開いていません。公共施設のハード面の整備というのはそのほかにもいろいろあるわけですので、やっぱり実現可能な年度ごとの具体的な整備計画は必要だなというふうに思っています。

東側グラウンドについては、まず水路の移設、これを早急にしていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思います。まず、先ほども申し上げましたけども、庁内での合意形成をやっていきたいというふうに思っています。

○大沼 久議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

先ほど検討させていただくようなお話を申し上げたんですが、ほかの農業集落排水なり下水道なり、公民館で現在使用しているそういった使用料も調査しまして、それを含めて検討していきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

## 藤原民夫議員の質問